

2026年6月12日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

愛知県常滑市セントレア一丁目1番地  
**中部国際空港株式会社**  
代表取締役社長 籠 橋 寛 典

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月26日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2026年6月29日（月曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地<br>第2セントレアビル4階 セントレアホール<br>(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第28期（2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに<br>会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第28期（2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 取締役3名選任の件  |
| 第2号議案   | 補欠監査役1名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.centrair.jp/corporate/ir/stockholder/>）に掲載させていただきます。なお、お土産の配布はございません。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役櫻井俊樹氏、社外取締役中村昭彦氏及び社外取締役林全宏氏は辞任により退任されますので、その補欠として取締役3名の選任をお願いするものであります。

それぞれ選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社株式数
(新任) 1	い し ざ わ た つ ひ こ 石 澤 龍 彦 (1964年1月5日生)	1986年4月 運輸省入省 2015年9月 国土交通省関東運輸局次長 2016年6月 同省海上保安庁総務部参事官(海洋情報部担当) 2017年7月 同省中部運輸局長 2019年11月 小田急電鉄株式会社顧問 2022年6月 株式会社NAAファシリティーズ代表取締役社長(現任)	—
(新任) 2	た か ほ ら い ち ろ う 高 原 一 郎 (1964年5月11日生)	1988年4月 株式会社東海銀行入社 2011年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行湘南支社長 2012年5月 同社人事部(名古屋)副部長(特命担当) 兼 エム・ユー厚生サービス株式会社(名古屋)出向 2014年5月 同社名古屋営業本部名古屋営業第二部長 2014年6月 同社執行役員名古屋営業本部名古屋営業第二部長 2017年5月 同社執行役員本部賛事役 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員 2019年4月 株式会社三菱UFJ銀行常務執行役員名古屋営業本部長 2022年4月 同社副頭取執行役員中部駐在 2022年6月 同社取締役副頭取執行役員中部駐在 2026年4月 同社取締役副頭取執行役員(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社三菱UFJ銀行取締役副頭取執行役員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
(新任) 3	えぐち ゆきお 江口 幸雄 (1964年7月21日生)	1988年4月 愛知県入庁 2013年4月 同県総務部財政課主幹 2016年4月 同県総務部財産管理課長 2017年4月 同県総務部市町村課長 2018年4月 同県総務部総務課長 2019年4月 同県総務局総務部総務課長 2020年4月 同県総務局総務部長 2021年4月 同県議会事務局長 2022年4月 同県総務局長 2023年4月 同県副知事(現任) 〔重要な兼職の状況〕 愛知県副知事 愛知環状鉄道株式会社取締役	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者高原一郎(戸籍上の氏名:高原一郎)及び江口幸雄の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者高原一郎氏は、銀行の要職を歴任し、経営全般において豊富な経験と高い識見を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して、客観的・専門的な視点から、有益な助言やご指導をいただき、当社の業務執行を監督いただくという趣旨から、同氏を社外取締役候補者としております。なお、同氏が取締役を務めている株式会社三菱UFJ銀行は、同行が属するMUFGグループの証券会社等との間の不適切な顧客情報共有、法人関係情報の管理態勢不備及び銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関して、金融庁から業務改善命令を受けました。
4. 取締役候補者江口幸雄氏は、地元自治体において行財政に係る要職を歴任し、その職歴を通じた豊富な経験と高い識見を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して、客観的・専門的な視点から、有益な助言やご指導をいただき、当社の業務執行を監督いただくという趣旨から、同氏を社外取締役候補者としております。
5. 取締役候補者高原一郎及び江口幸雄の両氏が選任された場合は、独立した立場から専門的知見を活かした提言及び判断を取締役会等において実施いただくことにより当社経営に関与いただくことを期待しております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主代表訴訟等における争訟費用及び損害賠償金等を填補することとなっております(ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	歴 所有する当社株式数
まついけいすけ 松井圭介 (1958年11月4日生)	1981年4月 愛知県入庁 2004年4月 中部国際空港株式会社総務部人事課長 2007年4月 愛知県知事政策局政策調整課主幹 2009年4月 同県地域振興部交通対策課主幹 2010年4月 同県地域振興部交通対策課長 2012年4月 同県知事政策局政策調整課長 2015年4月 同県総務部人事局長 2017年4月 同県政策企画局長 2018年4月 同県企業庁長 2019年4月 同県副知事 2023年4月 名古屋高速道路公社理事長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 名古屋高速道路公社理事長	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者松井圭介氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者松井圭介氏は、地元自治体においてインフラを始めとする都市作りや運営等に係る要職を歴任し、その職歴を通じた豊富な経験と高い識見を有しております。これらの業務経験を活かした、公正で幅広い見地からの当社監査体制の維持という観点から、補欠の社外監査役候補者として選任しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の株主代表訴訟等における争訟費用及び損害賠償金を填補することとなっております(ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

なお、本議案により選任された補欠監査役が監査役に就任する場合には、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号)に基づく国土交通大臣の認可を受けることを条件といたします。

以上

## 事業報告

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、2023～2025年度中期経営戦略の最終年度として、過去最高であった2019年度旅客水準の達成等を目指して取り組みました。結果、当期の旅客数は前期を上回ることではきたものの、中国路線の動向の影響を受け、目標は未達となりました。

当期の国際線旅客数は約536万人（前期比109%）、国内線旅客数は約623万人（同102%）、国際貨物取扱量は約13.3万トン（同103%）、航空機の発着回数は国際線が約3.7万回（同98%）、国内線が約5.6万回（同98%）となりました。

この結果、空港事業の売上は28,343百万円(前期比105.8%)、商業事業の売上は22,507百万円(前期比97.0%)となりました。一方、費用においては、物価上昇や人手不足に伴う運営費上昇、さらに金利上昇の影響を受けることとなりました。

以上より、当グループの売上高は54,121百万円（前期比102.4%）、営業利益は7,086百万円（同91.1%）、経常利益は6,260百万円（同86.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,950百万円（同44.3%）となりました。

各事業や重点取り組み事項の経過及び成果は次のとおりです。

空港事業については、航空旅客数や航空ネットワークの回復に向けて、国内外の航空会社に、新規就航や増便を継続的に働きかけました。国際線は、中国路線が期待した増便や維持を図ることができず、更に11月以降、中国人旅行者の訪日自粛要請に伴い大きく減便しました。一方で、韓国路線において旅客便数、旅客数が大きく増加しました。全体としては、発着回数は前期を下回ったものの、旅客数は上回る結果となりました。国内線は、各種プロモーション活動による需要喚起策が奏功したことにより前期を上回る旅客数となりました。国際貨物取扱量は、貨物専用便が安定的に運航されたことに加えて、旅客便の復便や増便により貨物輸送スペースが増えたこと等により、前期を上回る結果となりました。

商業事業については、免税店売上が、購買単価の高い中国のお客様の減少の影響を受け、前期を下回りました。免税店以外の商業店舗については、複数の飲食店・物販店の新規・リニューアルオープンや旅客数の増加等により構内営業売上高が前期を上回りました。そのほかにもご来港の機会を増やすよう、開港20周年を記念し、当社の若手社員が主体となって企画したイベントを実施しました。

顧客体験価値の向上については、4月から第1ターミナル国際線においてファストトラベル機器の本格運用を開始する等、お客様の利便性向上や空港従業員の人手不足の課題に対し、関係事業者の皆様と連携を深めながら改善に取り組みました。また、“みんなで作り続けるUD先進空港”というユニバーサルデザイン推進のコンセプトのもと、学識経験者・有識者、障がい等当事者団体、空港島内事業者の皆様からなる「UD懇談会」において「誰もが使いやすい空港」の実現に向けた課題解決に取り組み、その一環として12月にはセントレア独自の仕様の優先席を導入しました。

英国SKYTRAX社が実施する空港品質格付「World Airport Star Rating」において世界最高水準のサービスを提供している空港に与えられる5スター評価を6回連続で獲得しました。さらに、3月には同社が実施する顧客サービスに関する国際空港評価 Regional Airport部門において12年連続で世界第1位を受賞する等、全ての空港島内事業者の皆様のご協力のもと高い評価をいただくことができました。

安全・安心については、保安検査の高度化及びサービスレベルの向上を目的として第1ターミナル国内線保安検査場の改修及び機器更新を行いました。また、空港島内事業者の皆様を対象とした安全教育の実施や、大規模自然災害訓練や航空機事故等を想定した訓練を、関係諸官庁及び関係事業者の皆様と連携して一体感と現場での緊迫感を持って、継続して行いました。

航空機の運航を継続しながら現滑走路の大規模補修を速やかに実施することを目的とした代替滑走路事業については、2025年2月に国土交通大臣より航空法に基づく施設変更許可をいただき、4月より現地着工し、代替滑走路本体部の工事を進めました。

脱炭素化推進と地球環境の保全については、航空灯火のLED化を進めました。また、家庭から排出される廃食用油をSAF(持続可能な航空燃料)に循環させる取り組みを自治体と連携して進め、この取り組みにより国際空港評議会のアジア太平洋中東地域「Green Airports Recognition 2025」においてゴールド賞の評価を受けました。

#### <設備投資の状況>

当連結会計年度の設備投資額は、代替滑走路整備、第1ターミナルにおける国内線保安検査場改修及び保安検査機器更新、国際線制限区域内の免税店新設工事、出発ロビー案内サイン改修に加え、航空灯火のLED化やその他老朽化した設備の更新等を実施した結果、6,781百万円となりました。

#### <資金調達の状況>

当連結会計年度の資金調達は、既往の社債の借換え及び中部国際空港の代替滑走路事業に要する経費への充当を目的として、社債20,900百万円の発行を行いました。また、中部国際空港の代替滑走路事業に要する経費への充当を目的として、政府及び地方公共団体より1,350百万円の借入を行いました。

## ② 対処すべき課題

対処すべき課題については次のとおりです。

世界の航空需要は中長期ではアジアを中心に強い伸びが予測されております。一方で、次期連結会計年度である2026年度については、とりわけ中国路線の減便が通期にわたると、その影響は極めて大きいものとなります。加えて、中東情勢の不安定化による特に原油価格への影響、また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化は航空需要に大きな影響を及ぼすものと考えられます。また、世界の航空業界における航空機材や乗員の不足、さらに、我が国における人手不足等、様々なコストの上昇が供給に影響を与える可能性が懸念されます。

このような中、当グループは2026～2028年度中期経営戦略を策定し、その最終年度である2028年度における旅客数目標は、当期より約140万人多い1,300万人としました。そして、以下を本期間中における重点戦略テーマとし、持続的な成長を実現します。

- ・ 地域とともに回す成長の好循環
- ・ “いい空港”を持続させるための経営基盤の確立
- ・ より人を大切にする空港運営

### <地域とともに回す成長の好循環>

まず、東アジアや東南アジアの既に路線がある地域について着実に便数、旅客数を増やす努力をします。既存路線の機材大型化、増便に向けて、航空会社や地域の皆様と協業し、積極的な販促活動を通じて需要の拡大を図ります。

さらに、将来のより安定した空港運営や中部地域の皆様の渡航ニーズに応えるべく、欧米や新たな成長市場への新規就航や増便の実現に向けて粘り強く取り組みます。そのためには、中部企業の出張需要をはじめとするフライセントレアのご協力を改めてお願いし、また、中部を訪れるインバウンドの増加を図っていくことが不可欠です。自治体や経済界、観光関連の事業者の皆様と連携して、中部全体の観光の振興、需要の拡大が新たな航空路線の増加をもたらし、路線の増加が新たな観光需要を産むという好循環を創り、これを回していきたいと考えております。

当中部地域を観光の目的地として選んでいただけるよう地域特有の魅力を国内外へ発信する「愛知『発酵食文化』振興協議会」の一員として、また、地域の中小観光事業者の皆様との連携や支援を推進するため、前期に立ち上げた地域ブランド共創室の取り組みを推進します。

2026年9月開催の愛知・名古屋アジア競技大会及びアジアパラ競技大会に向けては、この地域にある国際的な玄関口として、引き続き空港施設を活用して当大会のアピールに努めます。さらに、大会期間中国内外から訪れる多くのお客様を快適なおもてなしでお迎えをすべく万全の準備を進めます。そして、両大会を契機とし、航空旅客の増加や航空ネットワークの拡充に向けて取り組みます。

国際貨物取扱量の更なる獲得に向けては、当中部地域の航空貨物の大部分が、主に首都圏の空港にトラックにて輸送されているという根本的な問題の解決に向けて、関係者の皆様のご理解とご協力を得た上で、ともに粘り強く取り組みます。

#### <“いい空港”を持続するための経営基盤の確立>

当グループは、近年、人件費及び物件費並びに建築物価の上昇を背景として、施設維持費等の運営費や減価償却費、金利上昇に伴う支払利息の増加が続いており、収益を上げにくい体質になりつつあります。セントレアをお客様や地域の皆様から期待される“いい空港”として持続させていくためには、事業全体の売上の増加に加え、支出の適正化を図っていくことが必要です。全社を挙げて、事業の採算性、業務の費用対効果やプロセスの簡素化等、生産性向上に資するよう丁寧に検証し改善を図ります。

設備投資に関しては、開港から20年が経ち様々な施設の老朽更新に加え、代替滑走路事業や拡大する航空需要に対応する省力化・省人化投資等、空港としての機能強化の投資も見込まれます。これらについて費用対効果や必要時期等を精査し、適切に進めます。また、設計及び施工等関係事業者とともに知恵を絞り、適正な規模を見極めた工事の実施等により、費用低減を図ります。

#### <より人を大切にす空港運営>

商業事業については、特に中国のお客様の減少を大きく受けた免税店について、各地のお客様の嗜好やニーズにあわせた品揃えにより売上の増加を図ります。2026年4月に「Centrair Duty Free センターピア店」をオープンした他、化粧品等を取り扱う総合免税店について、より魅力的な店舗にすべく、現在改装工事を進めております。免税店以外の商業事業全般についても、お客様にとって魅力ある店舗の出店を進める等、売上の拡大を図ります。

また、各空港アクセスからターミナル各所へ円滑に向かうことができるよう、アクセスプラザのリニューアルや案内サインの改修にも順次取り組みます。

このように、空港の収益機会の向上を投資や改善に繋げ、更なる快適性の向上とお客様の期待を超える体験を追求します。

空港品質格付「World Airport Star Rating 5star」と顧客サービスに関する国際空港評価「Regional Airport部門1位」は、セントレアで働く全ての従業員の皆様の誇り、創意工夫、献身の賜物であり、空港の最大の財産ですので、しっかりと未来に引き継いでいかねばなりません。

そのために、空港で働く全ての「人」に対する投資は積極的に行います。セントレアグループ

においては、人材育成や技術力及び生産性の向上にて従業員の価値を高めるとともに、適切な労働条件の改定、健康経営の推進等に取り組みます。更に、空港内事業者の皆様と一体となって、空港全体の従業員の安全確保や働きやすい職場環境の改善について取り組みます。

#### <空港として持続的に取り組む施策>

安全・安心の確保が、セントレアの最優先事項としての位置付けであることは変わりません。常日頃から全ての従業員がお客様、従業員自身、そして空港運用上の安全をどう守るかを考え、行動していくよう啓発や教育、様々な訓練を引き続き空港内事業者の皆様と連携して実施し、安全体制の維持に努めます。また、空港施設やシステムに起因する重大トラブルを未然に防止すべく、必要な点検、予防保全、修繕を適切に実施します。

脱炭素化推進と地球環境の保全については、新技術であるペロブスカイト太陽電池導入も視野に入れた再生可能エネルギーの活用拡大や、空港内で使用するガソリン・軽油車両の段階的なEV車への移行による燃料起因の排出量の削減に取り組みます。また、豊かな海づくりの一助となる河川上流部での植樹活動や伊勢湾内での海岸清掃等、循環型社会の形成及び自然共生に資する取り組みを継続的に推進します。

世界の航空需要、そして訪日外国人は引き続き拡大していく見込みであり、当空港は日本の主要ゲートウェイ空港のひとつとして地域の皆様のご期待に応え、誇りをもっていただける空港となるよう努力します。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (2024年3月期)	第 27 期 (2025年3月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	24,509百万円	39,989百万円	52,873百万円	54,121百万円
経常利益又は経常損失(△)	△7,203百万円	1,556百万円	7,215百万円	6,260百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△7,398百万円	2,122百万円	6,660百万円	2,950百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△4,421円47銭	1,268円69銭	3,980円23銭	1,763円28銭
総 資 産	436,233百万円	433,892百万円	428,344百万円	426,712百万円
純 資 産	75,596百万円	77,778百万円	84,447百万円	87,481百万円
1株当たり純資産額	44,511円95銭	45,792円51銭	49,778円43銭	51,543円36銭

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
中部国際空港エネルギー供給株式会社	1,600百万円	51.0%	電 気 熱 供 給 事 業
中部国際空港テクニカルコネクト株式会社	40百万円	100.0%	情報通信設備保守管理事業 及び空港施設保守管理事業
中部国際空港旅客サービス株式会社	50百万円	100.0%	旅客案内及び直営商業店舗運営事業

(4) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当グループは、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）に基づき、中部国際空港等の設置及び管理を効率的に行うことを目的とする事業主体であり、①中部国際空港の設置及び管理、②中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理、③航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の中部国際空港の機能を確保するために必要な施設及び商業施設の建設及び管理を主な事業としております。

(5) **主要な事業所** (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社（愛知県常滑市）、東京事務所（東京都千代田区）

② 主要な子会社の事業所

中部国際空港エネルギー供給株式会社（愛知県常滑市）

中部国際空港テクニカルコネクト株式会社（愛知県常滑市）

中部国際空港旅客サービス株式会社（愛知県常滑市）

(6) **使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
948名 (166名)	31名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数でありパート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
292名 (28名)	1名減 (1名減)	43.0歳	10.5年

(注) 使用人数は就業員数でありパート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

① 無利子借入先

借入先	借入残高
政 府	59,538百万円
愛 知 県	12,841百万円
名 古 屋 市	6,190百万円
岐 阜 県	1,420百万円
三 重 県	1,420百万円

② 有利子借入先

借入先	借入残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,159百万円
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	2,927百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,705百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,968百万円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,752百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数    | 1,673,360株 |
| ② 発行済株式の総数    | 1,673,360株 |
| ③ 株主数         | 1,069名     |
| ④ 大株主 (上位12名) |            |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
国 土 交 通 大 臣	669,320株	39.99%
愛 知 県	98,251株	5.87%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	54,030株	3.22%
中 部 電 力 株 式 会 社	50,000株	2.98%
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	50,000株	2.98%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	50,000株	2.98%
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	50,000株	2.98%
名 古 屋 市	47,359株	2.83%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,000株	0.89%
株 式 会 社 デ ン ソ ー	12,000株	0.71%
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	12,000株	0.71%
日 本 碍 子 株 式 会 社	12,000株	0.71%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	籠 橋 寛 典	中部国際空港旅客サービス株式会社取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	櫻 井 俊 樹	中部国際空港エネルギー供給株式会社代表取締役社長 中部国際空港テクニカルコネクト株式会社取締役
取 締 役	中 村 昭 彦	株式会社三菱UFJ銀行顧問 木曾駒高原観光開発株式会社社外監査役 中産連ビルディング株式会社社外監査役 株式会社三五社外取締役 東邦瓦斯株式会社社外監査役 丸八証券株式会社社外取締役 テレビ愛知株式会社社外取締役 東海テレビ放送株式会社社外監査役 オークマ株式会社社外監査役
取 締 役	城 戸 真 亜 子	学研・城戸真亜子アートスクール主宰 学校法人田中千代学園評議委員 株式会社ガイドーリミテッド社外取締役
取 締 役	林 全 宏	愛知県副知事 中部国際空港連絡鉄道株式会社代表取締役副社長 衣浦臨海鉄道株式会社社外取締役 上飯田連絡線株式会社社外取締役副社長 愛知環状鉄道株式会社社外取締役 名古屋臨海鉄道株式会社社外取締役
取 締 役	渡 邊 広 志	株式会社十六銀行社外取締役
取 締 役	木 村 中	東海旅客鉄道株式会社専務執行役員総合企画本部長、 特命事項担当 株式会社ジェイアール東海高島屋取締役 ジェイアールセントラルビル株式会社取締役
常 勤 監 査 役	中 田 悟	
常 勤 監 査 役	難 波 伸 治	

地	位	氏名	重要な兼職の状況
監査役		丹羽政雄	中部国際空港エネルギー供給株式会社監査役 中部国際空港テクニカルコネクト株式会社監査役 中部国際空港旅客サービス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役中村昭彦氏、城戸真亜子氏、林全宏氏、渡邊広志氏及び木村中氏は社外取締役であります。
2. 監査役中田悟氏及び難波伸治氏は社外監査役であります。
3. 監査役中田悟氏は、大蔵省（現財務省）入省後要職を歴任するとともに、東京証券取引所上場企業の財務副責任者として経営に関与した経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2025年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長犬塚力氏、社外取締役武田健太郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 2025年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、監査役池田潤氏は任期満了により退任いたしました。また、監査役坂野恵三氏は2026年1月31日をもって辞任いたしました。
6. 代表取締役社長籠橋寛典は2025年6月26日付で中部国際空港旅客サービス株式会社の取締役に就任いたしました。
7. 代表取締役副社長櫻井俊樹は2025年6月24日付で中部国際空港エネルギー供給株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
8. 取締役中村昭彦氏は2022年6月28日より株式会社三菱UFJ銀行の常任顧問を務めており、2025年4月1日からは同社の顧問に就任しております。また、2025年6月24日付でオークマ株式会社の社外監査役に就任いたしました。
9. 取締役城戸真亜子氏は2025年5月31日をもって学校法人田中千代学園の理事を退任し、2025年5月23日付で同法人の評議委員に就任いたしました。また、2025年6月27日をもって株式会社ガイドーリミテッドの社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役に就任いたしました。また、2025年12月19日をもって株式会社学研ホールディングスの社外取締役に退任いたしました。
10. 取締役林全宏氏は2026年3月31日をもって愛知県の副知事を退任いたしました。
11. 取締役木村中氏は2025年6月25日をもって東海旅客鉄道株式会社の専務執行役員秘書部・監査部・広報部担当を退任し、同日付で同法人の専務執行役員総合企画本部長、特命事項担当に就任いたしました。また、2025年6月27日付で株式会社ジェイアール東海高島屋の取締役及びジェイアールセントラルビル株式会社の取締役に就任いたしました。
12. 監査役丹羽政雄氏は2025年6月24日付で中部国際空港エネルギー供給株式会社の監査役、2025年6月26日付で中部国際空港テクニカルコネクト株式会社の監査役及び中部国際空港旅客サービス株式会社の監査役に就任いたしました。

13. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	永 江 秀 久	営業推進本部長
執 行 役 員	木 本 仁	空港運用本部長 技術企画担当（代替滑走路担当兼務）
執 行 役 員	新 屋 修 一	総務担当（情報セキュリティ統括担当兼務）
執 行 役 員	坂 紀 廣	セントレア・オペレーション・センター 総合安全推進担当
執 行 役 員	鈴 木 健 一	航空営業 商業事業担当
執 行 役 員	安 田 雄 策	財務担当
執 行 役 員	中 村 治 男	経営企画 DX推進担当
執 行 役 員	久 保 明 義	中部国際空港テクニカルコネクト担当
執 行 役 員	橋 野 悦 男	中部国際空港旅客サービス担当
執 行 役 員	奥 野 康 生	空港運用部長
執 行 役 員	坂 田 一 亮	地域共生 サステナビリティ推進担当
執 行 役 員	今 枝 泰 公	空港事業部長

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとします。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日及び2021年6月3日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、一定の手続を経たうえで決定されていることから当該決定方針に沿っていると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 確定額報酬等に関する方針

役位に応じた固定報酬とします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため業績指標を反映させた現金報酬とし、各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」、「連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）」及び「連結売上高営業利益率（ROS）」の目標値に対する達成度合いにより算出された額を毎年1回、一定の時期に支給します（親会社株主に帰属する当期純利益：連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）：連結売上高営業利益率（ROS）＝4：3：3）。なお、本制度の概要は次のとおりです。ただし、社外取締役は除きます。

<概要>

個別支給額の算定は、業績連動報酬の標準報酬額（以下「標準報酬額」という）に業績指標ごとに評価係数を乗じた額とします。なお、各指標の上限値を超えるときは上限値を、下限値を下回るときは下限値を実績値とします。

- ・業績指標：親会社株主に帰属する当期純利益  
標準報酬額×実績値÷50億円×4÷10・・・(A)  
目標値 50億円、上限値 100億円、下限値0億円
- ・業績指標：連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）  
標準報酬額×（実績値－135億円）÷50億円×3÷10・・・(B)  
目標値 185億円、上限値 235億円、下限値135億円
- ・業績指標：連結売上高営業利益率（ROS）  
標準報酬額×（実績値－12.5%）÷2.5%×3÷10・・・(C)  
目標値 15%、上限値 17.5%、下限値12.5%

業績連動報酬の個別支給額＝(A)＋(B)＋(C)

目標値を100%とし、実績値に応じて0～200%の範囲で変動します。

- c. 非金銭報酬等に関する方針  
該当事項はありません。
- d. 報酬等の割合に関する方針  
確定額報酬：業績連動報酬＝87.5：12.5  
（各業績指標の実績値がすべて目標値の場合）  
ただし、社外取締役は確定額報酬をすべてとします。
- e. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
確定額報酬（固定報酬）は在任中において月例で支払います。  
業績連動報酬は当事業年度分を翌年度開催される定時株主総会終了後に算定し、1月内に支払います。
- f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項  
取締役会決議に基づき代表取締役社長籠橋寛典がその具体的な内容の決定についての委任を受けるものとし、その権限の内容は、役位に応じた固定報酬の額及び役位に応じた業績連動報酬の標準報酬額とします。委任した理由は、当社全体の状況を勘案しつつ各取締役の職責を評価するには代表取締役社長が適していると判断したためです。
- g. 報酬等の内容の決定方法（上記f.を除く）  
該当事項はありません。
- h. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		確定額 報酬等	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79 (17)	75 (17)	4 (-)	-	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48 (42)	48 (42)	-	-	5 (4)
合計 (うち社外役員)	128 (59)	124 (59)	4 (-)	-	13 (9)

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）、2026年1月31日をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。また、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 上表業績連動報酬等の額には、第28回定時株主総会后に算定予定の業績連動報酬（取締役報酬3百万円）を含んでおり、当該業績連動報酬は前掲「業績連動報酬等に関する方針」に基づき算定しております。なお、各業績指標の選定理由につきましては、同方針に記載のとおりであり、算定にあたっては「親会社株主に帰属する当期純利益」の実績値である2,950百万円、「連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）」の実績値である16,238百万円及び「連結売上高営業利益率（ROS）」の実績値である13.1%に当社及び連結子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対しての業績連動報酬支給見込額として引当計上した15百万円を調整した数値を適用しております。
3. 2025年6月26日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、「年額151百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、ただし使用人分給与は含まない。）」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役5名）です。
4. 2021年6月24日開催の第23回定時株主総会において、取締役の報酬限度とする年額（社外取締役分を除く）のうち32百万円を上限として取締役（社外取締役を除く）の報酬額の一部に「親会社株主に帰属する当期純利益」、「連結利払い前・税引き前・減価償却前利益（EBITDA）」及び「連結売上高営業利益率（ROS）」を業績指標とする業績連動報酬を導入すると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）です。
5. 2005年6月24日開催の第7回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額52百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役中村昭彦氏は株式会社三菱UFJ銀行の顧問、木曾駒高原観光開発株式会社の社外監査役、中産連ビルディング株式会社の社外監査役、株式会社三五の社外取締役、東邦瓦斯株式会社の社外監査役、丸八証券株式会社の社外取締役、テレビ愛知株式会社の社外取締役、東海テレビ放送株式会社の社外監査役及びオークマ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役城戸真亜子氏は、学研・城戸真亜子アートスクールの主宰、学校法人田中千代学園の評議委員及び株式会社ダイドーリミテッドの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役林全宏氏は、愛知県の副知事、中部国際空港連絡鉄道株式会社の代表取締役副社長、衣浦臨海鉄道株式会社の社外取締役、上飯田連絡線株式会社の社外取締役副社長、愛知環状鉄道株式会社の社外取締役及び名古屋臨海鉄道株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役渡邊広志氏は、株式会社十六銀行の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役木村中氏は、東海旅客鉄道株式会社の専務執行役員総合企画本部長、特命事項担当、株式会社ジェイアール東海高島屋の取締役及びジェイアールセントラルビル株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中村昭彦	全13回中 8回	-	銀行の要職としての豊富な経験及び幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、客観的・専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	城戸真亜子	全13回中 13回	-	東京証券取引所上場企業の社外取締役・社外監査役や学校法人理事等も歴任される中で培った経営全般にわたる豊富な経験及び幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、客観的・専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	林 全 宏	全13回中 10回	-	地元自治体においてインフラを始めとする都市作りや運営等に係る要職を歴任し公的機関における豊富な経験及び幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、客観的・専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	渡 邊 広 志	全13回中 13回	-	地元インフラ企業の要職としての豊富な経験及び幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、客観的・専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	木 村 中	全10回中 10回	-	地元交通インフラ企業の要職を歴任し、公共交通機関運営事業者としての豊富な経験と高い識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、客観的・専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	中 田 悟	全10回中 10回	全10回中 10回	これまでの業務経験を活かして公正で幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	難 波 伸 治	全13回中 13回	全15回中 15回	これまでの業務経験を活かして公正で幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	坂 野 恵 三	全11回中 11回	全13回中 13回	これまでの業務経験を活かして公正で幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 社外取締役木村中氏は2025年6月26日開催の第27回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。
2. 社外監査役中田悟氏は2025年6月26日開催の第27回定時株主総会において選任され、また、社外監査役坂野恵三氏は2026年1月31日をもって辞任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社の子会社であります中部国際空港エネルギー供給株式会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、当社が会計監査人と監査契約を締結するに際し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォートレター作成業務」及び「改正リース会計基準導入に関する助言業務」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びにグループ会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）についての決定概要は以下のとおりであります。

#### I 取締役、社員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、また、損失の危険（リスク）を適切に管理することを確保するための体制の整備

##### 1 取締役会、監査役によるコンプライアンス、適切なリスク管理の確保のための監督・監視体制について

- (1) 必要な知識と経験を有する社外取締役の選任
- (2) 必要な知識と経験を有する監査役の選任及び監査役の監査環境整備
- (3) 重要な非通常の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、関係会社との取引等に対する取締役会による管理
- (4) 代表取締役等によるコンプライアンス、適切なリスク管理体制を確立するための取組みの状況（内部通報の状況を含む。）及び重大な不正事案等の取締役会への報告

##### 2 コンプライアンス及びリスク管理を確立するための体制について

- (1) グループ全体の企業行動規範及びリスク管理方針の策定並びに社員への浸透
- (2) 会社の社長を長とし、役員、重要な使用人、関係会社の常勤取締役その他必要な人員を構成員とする各委員会及び各担当部局の設置並びに指導権限の付与
- (3) コンプライアンス推進体制として、総括責任者及び各部門における責任者、推進責任者、推進担当者を配置
- (4) 企業行動規範を踏まえたコンプライアンス規程の策定及び特定の者に権限が集中しないよう内部での相互牽制機能の確保
- (5) リスク管理方針を受けた危機管理計画の策定並びに経営者に直ちに報告すべき重要情報の対象、重要情報の適時開示を果たすための対外的な広報対応及び大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合における危機管理本部の設置等の規程及び体制の整備
- (6) 取締役及び社員に対する、定期的な研修並びに関連法規が制定・改正された場合及び重大な不祥事・事故が発生した場合等における速やかな研修の実施
- (7) 内部通報制度の整備及び社員への周知
- (8) 業務執行部門から独立した内部監査部門の設置、当該部門による各部門の業務プロセス等の監査並びに不正・誤謬の発見・防止及びプロセス改善の実施
- (9) コンプライアンスに関する規程その他の取組み状況の株主に対する積極的な開示

#### II 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制の整備

- 1 文書管理規程に基づく次の文書（電磁的記録を含む。）及び関連資料の10年間以上に亘る保管管理
  - ・株主総会議事録
  - ・取締役会議事録
  - ・監査役会議事録
  - ・計算書類
  - ・文書管理規程に定める重要な決裁書
  - ・その他取締役会が決定する書類

- 2 文書管理規程に基づく前項に掲げる以外の文書に係る重要度に応じた保管管理
  - 3 取締役及び社員に対する文書管理規程に従った文書の保管管理の指導
- Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備
- 1 取締役会の月に1回における定時開催及び必要に応じた臨時開催（取締役会付議案件は、原則としてセントレアグループ経営決定会議で事前審議）
  - 2 取締役会による必要に応じた執行役員の設定
  - 3 取締役及び執行役員の職務の執行状況の取締役会での適宜報告
- Ⅳ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 1 取締役会、監査役による財務報告の適正性の確保のための監督・監視体制について
    - (1) 必要な知識と経験を有する社外取締役の選任
    - (2) 必要な知識と経験を有する監査役の選任及び監査役の監査環境整備
    - (3) 重要な非通例的取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、関係会社との取引等に対する取締役会による管理
    - (4) 代表取締役等による適正な財務報告作成のための取組みの状況及び重大な不正・誤謬等の取締役会への報告
  - 2 財務報告の適正性の確保のための体制について
    - (1) 代表取締役等による適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることの全社員に対する啓蒙
    - (2) 各業務において行われる取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中における重大な不正・誤謬等が生じる要点のチェック及び不正・誤謬が生じないような内部相互牽制機能等の整備
    - (3) 上記Ⅰに準じた取締役及び社員に対する研修、内部通報制度の整備、内部監査部門の設置及び当該部門による監査等並びに危機管理計画に基づく必要な規程及び体制の整備
- Ⅴ 会社及び関係会社から成るセントレアグループの業務の適正性確保のための体制の整備  
各関係会社の自主性を尊重し当グループ全体の発展を目指すとともに、業務の適正性を確保するための各関係会社に対する上記Ⅰ～Ⅳの遵守徹底
- Ⅵ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備
- 1 監査役を補助すべき社員に関する事項について
    - (1) 監査役が求めた場合には、監査役を補助するための社員を設置する。
    - (2) 監査役を補助する社員は監査役の指揮命令に服し、その人事考課、異動、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。
    - (3) 監査役を補助すべき社員は、監査役の職務に関する指示があった場合は、指示に従うものとし、取締役及び社員は正当な理由なくこれを妨げてはならないものとする。
  - 2 監査役への報告に関する体制について
    - (1) 取締役及び社員は、コンプライアンスに違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役又は監査役会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
    - (2) 内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、適宜、担当部門の業務業況について報告しなければならないものとする。また、内部通報制度による通報の状況については、速やかに報告するものとする。
    - (3) 取締役会及び社員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

- (4) 監査役は、セントレアグループ経営決定会議、セントレアグループ経営報告会議、セントレアグループコンプライアンス委員会、セントレアグループリスク管理委員会、セントレアグループCX推進委員会、セントレアグループ安全管理委員会及びセントレアグループサステナビリティ推進委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるができるものとする。
- (5) 関係会社の取締役、監査役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
- 3 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について  
監査役への報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いをしてはならないものとし、その旨を会社及び関係会社の取締役及び社員に周知・徹底するものとする。
- 4 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について  
監査役職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該請求に係る費用等が監査役職務の執行に必要なでないことが明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。
- 5 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について
  - (1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る計画と監査結果について説明を受け、必要に応じて調査を求めることができるものとする。また、監査役は、内部監査部門の実施する監査結果を、内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用できるものとする。
  - (2) 監査役は、取締役、執行役員及び重要な社員からの個別ヒヤリングを、適宜、求めることができるとともに、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的な意見交換会の開催を求めることができるものとする。
  - (3) 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬については監査役会の同意、会計監査人又は同一のネットワーク・ファームに依頼する非監査業務については監査役の了解を要するものとする。
  - (4) 監査役は、取締役及び社員が監査活動に非協力的な場合には、代表取締役に協力を要請することができるものとする。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、当グループでは以下の具体的な取組みを行っております。

- ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンスの状況等の把握及び報告体制の維持、教育研修
- ・リスク管理方針に基づくリスク管理委員会等を通じたリスク管理の状況・問題等の把握及び報告、教育研修
- ・文書管理規程に基づく重要文書の保存、管理
- ・取締役会の適切かつ適法な開催及び運営
- ・監査役による重要会議への出席及び重要な決裁文書の監査等並びに取締役、執行役員、会計監査人との内部統制等に係る意見交換の実施

- ・ 経理規程等財務報告に関する諸規程に基づく適正な財務報告作成、報告、監査役及び会計監査人による監査の実施
- ・ 関係会社取締役による重要会議への参加による情報共有
- ・ 内部監査室の設置及び監査役の職務を補助するため必要な知識と経験を有する社員の配置、並びに内部監査室による当グループの内部監査実施
- ・ 上記を相互に関連させ業務の適正をより実効的に確保するための、取締役会への定期報告を含めた、PDCAサイクルの構築及び運用

本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。ただし、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額及び対前期比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	34,337	流 動 負 債	57,114
現金及び預金	28,218	買掛金	2,356
売掛金	3,855	1年内償還予定の社債	17,900
棚卸資産	1,625	1年内返済予定の長期借入金	29,343
その他	637	リース債務	53
貸倒引当金	△0	未払法人税等	296
固 定 資 産	392,036	賞与引当金	840
(有形固定資産)	(381,353)	役員賞与引当金	5
建物及び構築物	79,020	その他	6,317
機械装置及び運搬具	5,386	固 定 負 債	282,116
土地	290,266	社債	191,300
リース資産	118	長期借入金	77,029
建設仮勘定	3,369	リース債務	82
その他	3,191	繰延税金負債	9,495
(無形固定資産)	(3,289)	退職給付に係る負債	2,329
ソフトウェア	610	その他	1,879
水道施設利用権	2,637	負 債 合 計	339,231
その他	41	<b>純 資 産 の 部</b>	
(投資その他の資産)	(7,393)	株 主 資 本	86,191
長期前払費用	7,316	資本金	83,668
繰延税金資産	66	資本剰余金	27
その他	9	利益剰余金	2,495
繰 延 資 産	339	その他の包括利益累計額	59
社債発行費	339	退職給付に係る調整累計額	59
資 産 合 計	426,712	非 支 配 株 主 持 分	1,230
		純 資 産 合 計	87,481
		負 債 純 資 産 合 計	426,712

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,121
売上原価		35,616
売上総利益		18,504
販売費及び一般管理費		11,417
営業利益		7,086
営業外収益		
受取利息	95	
賃貸不動産解約負担金受入額	65	
工事負担金受入額	74	
補助金収入	65	
その他の	48	
		349
営業外費用		
支払利息	1,031	
その他の	144	
		1,175
経常利益		6,260
特別利益		
固定資産売却益	5	
国庫補助金	569	
		574
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	513	
固定資産圧縮損	553	
		1,070
税金等調整前当期純利益		5,765
法人税、住民税及び事業税	360	
法人税等調整額	2,372	
		2,733
当期純利益		3,031
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純利益		2,950

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益 累 計 額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 余 剰	利 益 余 剰	株 主 資 合 計	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	83,668	27	△454	83,240	56	56	1,149	84,447
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,950	2,950				2,950
株主資本以外の項 目の当期変動額 ( 純 額 )					2	2	81	83
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,950	2,950	2	2	81	3,034
当 期 末 残 高	83,668	27	2,495	86,191	59	59	1,230	87,481

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項  
 連結子会社の数及び連結子会社の名称  
 連結子会社の数 3社  
 連結子会社の名称 中部国際空港エネルギー供給株式会社  
 中部国際空港テクニカルコネクト株式会社  
 中部国際空港旅客サービス株式会社
- (2) 持分法の適用に関する事項  
 非連結子会社及び関連会社はないため持分法は適用していません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
 すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法  
 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
 商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。  
 貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
 イ. 有形固定資産 定額法によっています。  
 （リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりです。  
 建物及び構築物 3年～60年  
 機械装置及び運搬具 4年～22年  
 ロ. 無形固定資産 定額法によっています。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。  
 ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。  
 ニ. 長期前払費用 定額法によっています。
- ③ 重要な引当金の計上基準  
 イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。  
 ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しています。  
 ハ. 役員賞与引当金 役員への賞与（業績連動報酬）の支給に備えるため、役員に対する賞与（業績連動報酬）の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法  
 イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

- . 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用 当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

空港事業においては、主に空港施設等の整備・運営を行い、顧客に対して航空機の発着や給油、旅客施設等に関するサービス（以下、「空港施設等のサービス」）を提供する義務を負っています。当該履行義務は顧客が空港施設等を利用することで充足され、履行義務の充足をもって収益を認識しています。空港施設等のサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね翌月末までに受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、空港事業に係る顧客との契約から生じる収益については、顧客との契約等において約束された対価から一定期間の運航実績等に応じて契約条件等に基づいた返金額を控除した金額で測定しています。当該返金額は運航実績等に応じて決定されるものであり、測定された収益の額に重要な不確実性はありませぬ。

商業事業においては、主に直営店舗での物品等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っています。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しています。また、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入については、当連結グループの役割が代理人としての性質が強いと判断されるため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。商品を引き渡した対価は、履行義務の充足時点から概ね翌月末までに受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

交通アクセス施設事業においては、主に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる有料駐車場の運営管理事業及び交通アクセス施設の賃貸等のため、顧客との契約から生じる収益の範囲外としています。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり均等償却しています。

## 2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当連結グループは、空港事業、商業事業及び交通アクセス施設事業を営んでいます。各事業の主な財又はサービスの種類は、空港サービスの提供、商品の販売及び駐車場の提供等であり、各事業の売上高は28,343百万円、22,507百万円及び3,269百万円です。なお、顧客との契約から生じる収益は44,788百万円、その他収益は9,332百万円です。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報  
1.(5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- ① 契約資産及び契約負債の残高等  
当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高は、重要性が乏しいため、記載を省略しています。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格  
当社及び連結子会社では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「賃貸不動産解約負担金受入額」（前連結会計年度18百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。（当連結会計年度「賃貸不動産解約負担金受入額」65百万円）

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」（前連結会計年度31百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。（当連結会計年度「受取保険金」2百万円）

### 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	66百万円
繰延税金負債（純額）	9,495百万円
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	230百万円
繰延税金負債（繰延税金資産相殺前）	9,659百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2026年3月31日現在、連結貸借対照表において、繰延税金資産（純額）を66百万円、繰延税金負債（純額）を9,495百万円計上しており、繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）は230百万円、繰延税金負債（繰延税金資産相殺前）は9,659百万円です。繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができるものと認められる範囲内で認識しています。

課税所得の見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、将来獲得しうる課税所得の金額を合理的に算定しています。また、当該事業計画は、主として旅客数に一定の仮定を用いています。経営者が使用している仮定は、将来の市場動向や資源価格の変動等の経済情勢、地政学的リスク、会社の決定の影響を受けます。

当該見積り及び当該仮定について、航空旅客数の予測等の重要かつ不確実な条件により、見直しが必要となった場合、繰延税金資産の取り崩しが発生し、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第7条の規定により、当社の財産を社債209,200百万円（額面）の一般担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 214,243百万円

(3) 国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産

建物及び構築物 297百万円

機械装置及び運搬具 1,752百万円

その他 782百万円

無形固定資産

ソフトウェア 53百万円

---

計 2,886百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,673,360株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当連結グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。資金運用は短期的な預金等に限定して運用しています。また、短期的な資金は銀行借入により調達しています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。営業債務である買掛金は、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日及び返済日は最長で決算日後18年です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金及び預金、売掛金及び買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
社債（1年内償還予定額を含む）	209,200	195,876	△13,323
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	106,372	92,887	△13,485
計	315,572	288,763	△26,808

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定額を含む)	—	195,876	—	195,876
長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	—	92,887	—	92,887
計	—	288,763	—	288,763

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債 (1年内償還予定額を含む)

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 (1年内返済予定額を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県常滑市において、賃貸用の土地、オフィスビル (土地を含む。) 及び時間貸駐車場を有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
47,777	△660	47,116	100,752

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費 (612百万円) です。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) です。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

51,543円36銭

1株当たり当期純利益

1,763円28銭

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>33,900</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>58,981</b>
現 金 及 び 預 金	27,831	買 掛 金	1,007
売 掛 金	3,814	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,731
商 品	1,198	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	17,900
貯 蔵 品	381	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	29,223
そ の 他	675	未 払 法 人 税 等	197
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	332
<b>固 定 資 産</b>	<b>390,428</b>	役 員 賞 与 引 当 金	3
<b>(有 形 固 定 資 産)</b>	<b>(378,828)</b>	そ の 他	7,584
建 物	46,047	<b>固 定 負 債</b>	<b>280,323</b>
構 築 物	32,322	社 債	191,300
機 械 及 び 装 置	3,124	長 期 借 入 金	76,289
車 両 運 搬 具	436	繰 延 税 金 負 債	9,634
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,157	退 職 給 付 引 当 金	1,140
土 地	290,266	そ の 他	1,959
リ ー ス 資 産	115	<b>負 債 合 計</b>	<b>339,305</b>
建 設 仮 勘 定	3,358	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>(無 形 固 定 資 産)</b>	<b>(3,280)</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>85,363</b>
ソ フ ト ウ エ ア	604	<b>資 本 金</b>	<b>83,668</b>
水 道 施 設 利 用 権	2,637	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,695</b>
そ の 他	39	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,695
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>(8,319)</b>	中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金	21,540
関 係 会 社 株 式	996	繰 越 利 益 剰 余 金	△19,844
長 期 前 払 費 用	7,314	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>85,363</b>
そ の 他	8	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>424,668</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>339</b>		
社 債 発 行 費	339		
<b>資 産 合 計</b>	<b>424,668</b>		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

〔2025年4月1日から  
2026年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	53,900
売上原価	36,257
売上総利益	17,643
販売費及び一般管理費	11,064
営業利益	6,578
営業外収益	
受取利息	95
受取配当金	115
業務受託料	96
賃貸不動産解約負担金受入額	65
工事負担金受入額	74
その他	81
営業外費用	
支払利息	88
社債利息	938
その他	146
経常利益	5,933
特別利益	
固定資産売却益	5
国庫補助金	569
特別損失	
固定資産売却損	4
固定資産除却損	513
固定資産圧縮損	553
税引前当期純利益	1,070
法人税、住民税及び事業税	5,438
法人税等調整額	219
当期純利益	2,598
	2,839

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

〔 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純 資 産 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
		中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	83,668	20,261	△21,405	△1,144	82,523	82,523
当期変動額						
中部国際空港整備準備金の積立		1,279	△1,279	-	-	-
当期純利益			2,839	2,839	2,839	2,839
当期変動額合計	-	1,279	1,560	2,839	2,839	2,839
当期末残高	83,668	21,540	△19,844	1,695	85,363	85,363

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。  
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～38年

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～22年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

##### ④ 長期前払費用

定額法によっています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上していません。

##### ③ 役員賞与引当金

役員への賞与（業績連動報酬）の支給に備えるため、役員に対する賞与（業績連動報酬）の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上していません。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

空港事業においては、主に空港施設等の整備・運営を行い、顧客に対して航空機の発着や給油、旅客施設等に関するサービス（以下、「空港施設等のサービス」）を提供する義務を負っています。当該履行義務は顧客が空港施設等を利用することで充足され、履行義務の充足をもって収益を認識しています。空港

施設等のサービスに関する取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね翌月末までに受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、空港事業に係る顧客との契約から生じる収益については、顧客との契約等において約束された対価から一定期間の運航実績等に応じて契約条件等に基づいた返金額を控除した金額で測定しています。当該返金額は運航実績等に応じて決定されるものであり、測定された収益の額に重要な不確実性はありませぬ。

商業事業においては、主に直営店舗での物品等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っています。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しています。また、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入については、当社の役割が代理人としての性質が強いと判断されるため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。商品を引き渡した対価は、履行義務の充足時点から概ね翌月末までに受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

交通アクセス施設事業においては、主に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる有料駐車場の運営管理事業及び交通アクセス施設の賃貸等のため、顧客との契約から生じる収益の範囲外としています。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり均等償却しています。

## 2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

- 1.(4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「賃貸不動産解約負担金受入額」（前事業年度18百万円）及び「工事負担金受入額」（前事業年度31百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。（当事業年度「賃貸不動産解約負担金受入額」65百万円・「工事負担金受入額」74百万円）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「補助金収入」（前事業年度118百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。（当事業年度「補助金収入」46百万円）

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	- 百万円
繰延税金負債（純額）	9,634百万円
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	25百万円
繰延税金負債（繰延税金資産相殺前）	9,659百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2026年3月31日現在、貸借対照表において、繰延税金負債（純額）を9,634百万円計上しており、繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）は25百万円、繰延税金負債（繰延税金資産相殺前）は9,659百万円です。繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができますと認められる範囲内で認識しています。

その他の「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」については、「連結注記表 4.会計上の見積りに関する注記」を参照ください。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第7条の規定により、財産を社債209,200百万円（額面）の一般担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 210,605百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	81百万円
② 短期金銭債務	1,819百万円

(4) 国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産	
建物	236百万円
機械及び装置	186百万円
工具、器具及び備品	782百万円
無形固定資産	
ソフトウェア	53百万円
計	1,259百万円

(5) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。

中部国際空港エネルギー供給(株)	860百万円
------------------	--------

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	597百万円
営業費用	12,858百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	221百万円

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	103百万円
貸倒引当金	0百万円
未払事業税	39百万円
未払費用	157百万円
退職給付引当金	353百万円
長期未払金	2百万円
減損損失	46百万円
繰越欠損金	8,928百万円
その他	62百万円
繰延税金資産小計	9,693百万円
評価性引当額	△9,668百万円
繰延税金資産合計	25百万円
繰延税金負債	
中部国際空港整備準備金	△9,659百万円
繰延税金負債合計	△9,659百万円
繰延税金負債の純額	△9,634百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
法人主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	被所有 直接 39.99%	土地の賃貸及び 資金の借入等	資金の借入 (注)	900	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	3,784 55,753

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
資金の借入については無利息です。

### (2) 関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部国際空港 テクニカル コネクト(株)	所有 直接 100%	空港施設保守管 理業務の委託 役員の兼任 2名	空港施設保守管 理業務の委託 (注)	6,827	未払金	1,367

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	51,013円13銭
1株当たり当期純利益	1,696円89銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

中部国際空港株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	寿	佳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	見	彰	則

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部国際空港株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

中部国際空港株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	寿	佳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	見	彰	則

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部国際空港株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役監査規則、監査役会規則、監査役監査実施要綱等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査実施要綱等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、決議事項や報告事項に関して必要に応じて質問しながら、審議の経過や結果を掌握しました。取締役及び執行役員については個別にヒアリングを行うとともに、必要の都度、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて現場に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。

子会社については、監査役1名は子会社の監査役を兼務することにより、親会社に対する監査と同様の方法で業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の監査役を兼務していない監査役2名は、子会社の監査役等との意思の疎通及び情報交換に努め、必要に応じて事業の報告を受けるとともに、現場に赴き業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、監視及び検証しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

中部国際空港株式会社 監査役会

常勤社外監査役 中田 悟 ㊞

常勤社外監査役 難波 伸治 ㊞

監 査 役 丹羽 政雄 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

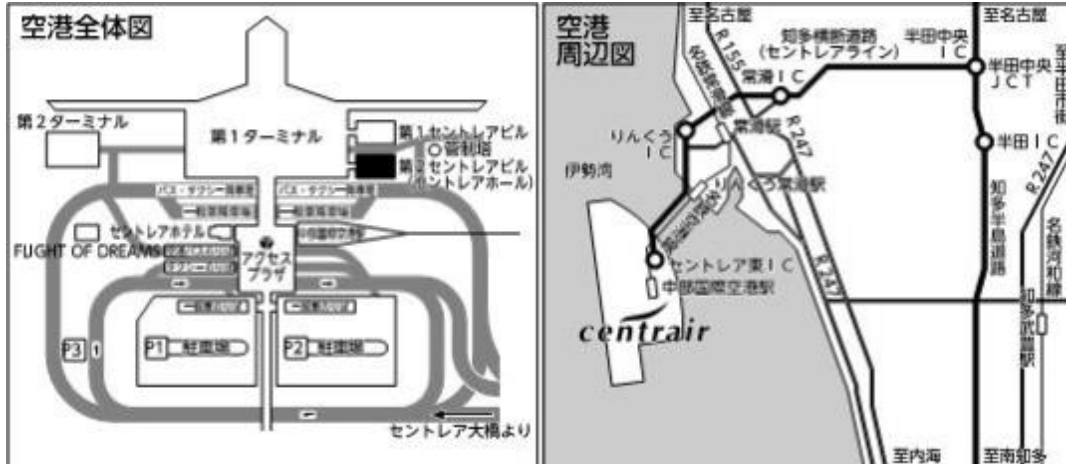
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内

会 場 愛知県常滑市セントレアー丁目1番地  
第2セントレアビル4階 セントレアホール



公共交通機関をご利用の場合

- 名古屋鉄道空港線「中部国際空港」駅から徒歩で約5分です。

お車をご利用の場合

- P1、P2、P3駐車場をご利用ください。  
駐車場サービス券をお渡しいたしますので、  
お車で越しの方は当日会場受付でお申し出ください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
<連絡先> TEL 0120-232-711 (通話料無料)  
(土・日・祝日等を除く午前9時～午後5時)  
<ホームページ>  
<https://www.tr.mufig.jp/daikou/>

株主名簿情報の変更がある場合は上記へご連絡ください

